

「宮城県震災復興計画」の策定に当たっての土木部の対応について
～「宮城県社会資本再生・復興計画」の策定に向けて～

1. 基本的考え方

- 「宮城県震災復興基本方針」及び「宮城県震災復興計画」(以下、「震災復興計画」という。)の策定に併せて、土木部の部門別計画となる「宮城県社会資本再生・復興計画」(以下、「部計画」という。)の策定が必要
- 部計画は、今後10カ年の土木部所管事業の運営方針となることから、「土木行政推進計画」に代わる計画として位置づける。
- 「宮城県震災復興基本方針(素案)」に盛り込まれた内容を基本に、今回の大震災を踏まえた新しい視点での社会資本整備の在り方を提唱する。

2. 基本構成案

- ① 基本方針
 - ・みやぎの社会資本の再生・復興に向けた部の取り組みの基本的考え方
 - ・沿岸域の再生・復興に向けた取り組み方針
 - ・宮城県の持続的発展に繋げる公共土木・建築施設整備の取り組み方針 など
- ② 基本計画
 - ・今後10カ年の施策及び事業内容
 - ・期別毎(復旧期、再生期、発展期)の施策及び事業内容
 - ・予算フレーム及び財源見通し など
- ③ 行動計画
 - ・復旧期のアクションプラン[緊急アクションプラン(3カ年計画)]及び期別アクションプログラム など

3. 策定スケジュール

- 「震災復興計画」の策定スケジュールに併せて作業を進める。
- 行動計画については、特措法等による事業化のための新たな制度実現や市町村等の関係団体との調整のため若干の調整時間が必要なことから、部計画(最終案)の策定は「震災復興計画」に併せて8月下旬までとし、部計画の決定は調整状況等を見据えて10月下旬を目指す。

- ・5月下旬まで 部計画骨子の作成
- ・6月下旬まで 部計画第一次案の策定
- ・7月下旬まで 部計画第二次案の策定
- ・8月下旬まで 部計画最終案の策定
- ・10月下旬まで 部計画(基本計画及び行動計画)の決定

4. 検討体制

- 作業期間が極めて短期間であること、また、地方公所は復旧事業に専念する必要があることなどから、本庁の組織体制を強化して計画案を取りまとめる。
- 部内の情報共有を徹底するとともに、地方公所においては市町村の意向を最大限聴取するなどの取り組みに努めるものとする。

(以上)